

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和3年度（2021年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

令和3年（2021年）6月

1. 策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）10 月に平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定しました。

アクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図り焼却量の削減の取組を行うために、各年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

平成 31 年（2019 年）3 月に「将来のごみ処理体制についての方針」（以下「新方針」という。）を、令和元年（2019 年）11 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画素案」を公表し、これらをごみ処理基本計画に位置付ける必要が生じたことや、「かまくらプラごみゼロ宣言」及び食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）の制定というごみ処理基本計画策定後の状況の変化を踏まえ、令和 2 年（2020 年）1 月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会（以下「減量審議会」という。）に対し、「ごみ処理基本計画の見直しについて」の諮問を行いました。その後、素案に対する住民からの意見聴取を経て、令和 3 年（2021 年）6 月に減量審議会から答申を得て計画を見直しました。

令和 3 年度（2021 年度）のアクションプログラムは、当該ごみ処理基本計画の見直しを踏まえて作成しました。

2. 基本理念及び基本方針

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

また、基本理念の実現に向け6つの基本方針を定めています。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して**
～モノを大切に　して　心豊かな生活を～

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開することとしています。施策の体系は次のとおりです。なお、「R3年度取組」欄の○は、6ページ「5. 令和3年度（2021年度）重点的な取組」に掲げたそれぞれの重点項目に位置づけた施策であることを示しています。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策と主な取組		R3年度 取組
施策1-1 リデュース (発生抑制)の推進 (食品ロス)	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	○
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	○
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○
施策1-2 リデュース (発生抑制)の推進 (食品ロス以外)	(1) 使い捨てプラスチックの削減	○
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	○
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-3 リユース (再使用)の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-4 リサイクル (再生利用)の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○
	(2) 紙おむつの資源化	○
	(3) 事業系ごみの最適な資源化	○
	(4) ごみと資源物の分別徹底	
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		R3年度取組
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		R3年度取組
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		R3年度取組
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	○
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	○
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	

基本
方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		R3年度 取組
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本
方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築

施策と主な取組		R3年度 取組
施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築	○
	(2) バックアップ体制の構築	○
	(3) 災害時の協力支援体制	○
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討	○

4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量（推計）

焼却見込量 (t/年) ㉠	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	29,375	29,290	29,206

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値(単位:t)

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系	生ごみの資源化		0	0	0
	紙おむつの資源化		0	0	0
	紙類等の分別徹底		483	190	93
事業系	生ごみの資源化促進		1,131	453	226
	紙おむつの資源化		0	0	0
	紙類の分別徹底		197	78	39
	生ごみ等以外の資源化		0	0	0
総計／年度			1,811	721	358
累計 ㉡			1,811	2,532	2,890

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (㉠ - ㉡) (t/年)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	27,564	26,758	26,316

5. 令和3年度（2021年度）の重点的な取組

基本方針に基づく施策と主な取組のうち、令和3年度（2021年度）は次の6項目を重点項目に掲げ、進行管理を行います。

- 重点項目1 食品ロスの削減の取組
- 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組(食品ロス以外)
- 重点項目3 新たな資源化
- 重点項目4 市民サービスの向上
- 重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理
- 重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

重点項目 1

食品ロスの削減の取組

食品ロスについては、令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、リデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的施策に位置付け、引き続き、消費者や事業者と連携協働を図りながら、その取組を拡充していきます。

《家庭における食品ロスの削減》

施策 1-1-(1)

手つかず食品や食べ残し等の減量を図るため、賞味期限や消費期限の違いなど期限表示の正しい理解の促進、食材の使い切りや、保存方法、食べ切りについて、市の刊行物やパンフレット、SNS（FacebookやTwitterなど）による啓発を行います。

また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品ロスを発生させずに、災害時に向けた食品の備蓄ができる「ローリングストック」の周知を図ります。

《飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ》

施策 1-1-(2)、施策 5-1-(4)

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約15%と最も高い割合を占め、食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し外食時における食べきりの呼びかけ3010（さんまるいちまる）運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。滞在者に対しては、食品ロス削減に向けた取組への協力を呼びかける情報発信等を行います。

新たに創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」については、啓発指導員を通じて協力店の対象となる事業者へ登録を要請するほか、飲食業組合や商工会議所などに制度の周知を行い、協力店が食品ロスの削減及び食品リサイクルの取組を強化するよう意識啓発を図ります。

また、協力店には、店頭へのステッカー・ポスターの掲示や具体的な取組内容の掲示などにより、利用者に対する周知啓発を求めます。さらに、気候変動への意識や危機感が高まっている中で、食品ロスの削減が温室効果ガスの削減につながることにについても周知します。

《食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR》

施策 1-1-(3)

新たな制度である「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」の登録事業者が実施している、食品ロスの削減の取組や工夫している内容をホームページやSNS（FacebookやTwitterなど）で周知します。

《食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究》

施策 1-1-(4)

食品ロスの発生量を把握するため、家庭系ごみの組成調査を実施し、「食べ残し」「過

剩除去」「直接廃棄」の発生要因を調査します。その調査結果を踏まえ、効果的な削減方法やその啓発方法について検討します。

《未利用食品を活用するための活動の支援》

施策 1-1-(5)

まだ食べられるにもかかわらず使わない食材を市民から提供していただき、イベントや福祉事業で使用するフードドライブを行います。なお、令和2年度（2020年度）に食品の保管場所を確保したため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえながら、開催期間を拡大しさらなる充実を図ります。

食品の製造、販売を行う事業者に対しては、フードバンクの活用をはじめとした、食品ロスの削減について啓発を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で発生する未利用食品の活用促進については、フードバンクへの情報提供や新たな販路の確保に向けたマッチングに対する情報提供等支援策を講じます。

《学校等における環境教育等の推進》

施策 2-1-(4)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用し、食品ロスの削減に関する理解と実践を子供たちに促します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減				SNS（FacebookやTwitterなど）による啓発								
② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR								
③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR								
④ 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究				実施準備			家庭系ごみ組成調査					
⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援	フードドライブ		フードドライブ		フードドライブ		フードドライブ		フードドライブ			
⑥ 学校等における環境教育等の推進				ウェブ会議を活用した環境教育								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR
- ・ 施策 1-1-(4) 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究
- ・ 施策 1-1-(5) 未利用食品を活用するための活動の支援
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

重点項目 2

家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

3Rの取組のうち家庭及び事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を継続して実施するとともに、その取組を拡充していきます。

《使い捨てプラスチックの削減》 施策 1-2-(1)

《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》 施策 2-1-(1)

「かまくらプラごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ゼロ・ウェイストの実現、さらにはSDGsの目標を達成できるよう、引き続きマイバッグ、マイボトル、マイ箸の使用、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、自治・町内会主催の祭りなどのイベントにおける飲食の提供の際には、繰り返し使えるリユース食器の活用について、市の助成制度を紹介しながら、利用促進を図ります。

プラスチックごみ削減施策として、引き続き、民間事業者と協力し、公共施設や駅等にウォーターサーバー設置の拡大を図っていくとともに、給水スポットマップ作成や普及啓発事業を推進していきます。また、令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される見込みであり、使い捨てプラスチックについては自主回収による製造事業者のリサイクルの仕組みができるため、制度構築について製造事業者に働きかけを行っていきます。

《新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応》 施策 1-2-(2)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応としては、今後、衛生面による使用に配慮しつつ、新しい生活様式の中で過剰な使用といえるごみや資源物の削減に向け、引き続き、分別の徹底やリデュース施策の推進を図ります。

《水切りの普及啓発》 施策 1-2-(3)

生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を紹介することにより、水切りについての普及啓発を継続します。

《家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及》 施策 1-2-(4)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな生活様式や、レジ袋有料化の開始に伴い、生ごみ処理機の需要が増加している状況を踏まえ、さらなる普及拡大を目指します。

市役所窓口において、生ごみ処理機の種類・使用方法などの説明を行い、ライフスタイルに合った機種選定等のサポートを行います。

引き続き、助成制度の利用者に対し、継続使用を促す取組として、生ごみ処理機購入後の使用状況を確認し、必要に応じて生ごみ処理機の利用の秘訣を説明するなど、アフターフォローを実施します。

また、購入費助成制度は、平成14年（2002年）から現在の非電動型9割、電動型7割5分の補助割合で実施しておりますが、電動型が増加している状況を踏まえ環境面や費用対効果などを検証し、効果的な制度の見直しについて検討します。

《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》 施策1-3-(1)

不用となった家具等のリユース（再使用）を進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、利用者の応募可能な地域（葉山町）を追加しました。また、市内掲示板へポスターを掲示するとともに、市の刊行物やごみ減量キャンペーンなどにおいて広く周知するなど、制度の周知拡大を図ります。

《生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上》

施策1-2-(6)

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）や準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）を戸別訪問する際、分別の徹底とともに、使い捨て物品等の削減について引き続き訪問指導を図ります。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》 施策2-1-(2)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、動画配信により集合方式でない説明やウェブ会議システムを活用した情報提供を図ります。また、広報かまぐら「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」などを通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

《多様なツールによる情報発信》 施策2-1-(3)

若手世代や転入者、単身世帯など比較のごみに無関心な層への周知を図る必要があることから、「LINE Messaging API を利用したごみ出し案内」により、さらなる周知を行います。また、既存のホームページをはじめとした情報発信ツールの活用を見直し、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境を整備します。

《学校等における環境教育等の推進》 施策2-1-(4)

小中学校等にける環境教育については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用し、鎌倉市のごみの現状や課題、3Rや地球温暖化について、子ども達の理解を深めます。

《不適正な排出に対する指導》 施策2-1-(6)

ごみや資源物の分別に関して、ワンルームなどの共同住宅の居住者、転入者を中心とした分別の周知等を実施します。また、不適正排出に対しては、必要に応じて内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発	ウォーターサーバー設置期間延長協議及び給水スポット作成											
② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	実施											
③ 水切りの普及啓発	実施											
④ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	実施											
⑤ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	実施											
⑥ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	多量排出事業等への戸別訪問による指導											
⑦ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	動画配信による説明やウェブ会議を活用した情報提供											
⑧ 多様なツールによる情報発信	LINEを利用した情報提供											
⑨ 学校等における環境教育等の推進	ウェブ会議を活用した情報提供											
⑩ 不適正な排出に対する指導	実施											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-2-(1) 使い捨てプラスチックの削減
- ・ 施策 1-2-(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応
- ・ 施策 1-2-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-2-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上
- ・ 施策 1-3-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

【関連する施策番号】

- ・ 施策 2-1-(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援
- ・ 施策 5-1-(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組
- ・ 施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

新たな資源化

《家庭系生ごみの資源化》

施策 1-4-(1)

生ごみは、家庭系の燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。

平成 29 年度（2017 年度）から施設整備に向けて検討を行っており、引き続き、好気性の微生物を活用した生ごみ資源化処理体制を構築するため、最適な施設の整備方法及び収集体制の検討を行います。

生ごみ資源化施設の整備方法の検討に当たっては、サウンディング調査を実施し、民間技術の動向や事業者の参入意欲を把握します。

また、併せて地域貢献型の施設とするための検討も行い、施設候補地周辺住民に対してはこれらを踏まえた丁寧な説明を行い、理解と協力が得られるよう協議を進めます。

《紙おむつの資源化》

施策 1-4-(2)

紙おむつは、家庭及び事業者の両方から排出されるものですが、家庭系の燃やすごみの中で約 7%（平成 30 年度（2018 年度）家庭系ごみ質組成調査結果より）、事業系のごみの中で約 9.5%（平成 29 年度（2017 年度）事業系ごみ質組成調査結果より）を占めており、資源化することで焼却量の削減が見込めます。

紙おむつの資源化の検討に当たっては、サウンディング調査を実施し、民間技術の動向や事業者の参入意欲を把握します。また、引き続き、環境省の紙おむつの資源化ガイドライン、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果等を踏まえて、紙おむつの資源化処理体制の構築について検討します。

《事業系ごみの最適な資源化》

施策 1-4-(3)

事業系ごみの資源化は、昨今の資源化技術の発展を踏まえ、混合ごみのまま処理が可能な手法について、令和 2 年（2020 年）7 月に実施した民間施設を活用した処理体制の構築に係るサウンディング調査において、新たな資源化手法として唯一提案された「縦型乾式メタン発酵事業」の実証実験を実施し、年間 1,820 トンの処理を行い検証結果をまとめます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系生ごみの資源化	サウンディング調査			地元住民との協議								
② 紙おむつの資源化	サウンディング調査			処理体制の構築について検討								
③ 事業系ごみの最適な資源化	実施準備			縦型乾式メタン発酵事業の実証実験 検証結果まとめ								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-4-(1) 家庭系生ごみの資源化
- ・ 施策 1-4-(2) 紙おむつの資源化
- ・ 施策 1-4-(3) 事業系ごみの資源化

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-4-(4) ごみと資源物の分別徹底
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

重点項目 4

市民サービスの向上

ごみ処理基本計画では、超高齢社会の到来や行政サービスの向上等を考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の社会的弱者に対する収集体制のあり方を検討することとしています。

《家庭系ごみ戸別収集の検討》

施策 4-1-(1)

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集は、平成 27 年度（2015 年度）において、費用負担が過大であるなどの理由により実施に至らなかった経過がありますが、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなどを改めて整理し、検討を行います。

《3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-1-(2)

分別区分について分かりやすく理解していただくため、引き続き、LINE のアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、さらなる周知を行います。また、排出困難者に対しては、排出状況を確認し関係機関との連携を図りながら、福祉制度等の支援に繋げてまいります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討				検 討								
② 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供				LINEを利用した情報提供								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 2-1-(2) 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討

重点項目 5

事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、排出事業者が民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしており、細かな分別区分は排出事業者の契約先により異なる場合もあります。このため、市では一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っています。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-2-(1)

排出事業者へ分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）に分別パンフレットを作成し、令和元年度（2019 年度）に見直しました。

分別パンフレットは排出事業者訪問時の説明に活用し、事業者へごみの削減、分別の徹底、食品ロスの削減、排出方法などの情報提供を行い、適正処理を促します。

《事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導》

施策 2-2-(2)

平成 25 年（2013 年）1 月に開始した自走式コンベアごみ投入検査機によるピット前検査を引き続き実施し、分別状況の悪いごみについて、持ち帰りや排出元の事業者訪問による指導を行います。

平成 28 年度（2016 年度）からは、専任の職員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、適正に分別ができていない排出事業者に対しては、適宜指導を行っています。令和 3 年度（2021 年度）も継続して個別訪問を実施し、多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）に対して、市に提出された減量化及び資源化計画書をもとに指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）をはじめ、民泊や小規模な事業所に対しても、訪問による分別指導を行うとともに、事業系ごみの排出状況を把握し、課題に対する対応策についても検討し指導します。

《事業所から排出される生ごみ資源化の促進》

施策 1-2-(5)

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

また、フランチャイズ型の事業者に対しては、市内の加盟店の生ごみの資源化

を進めるため、フランチャイズ本部へエコフィードや食品リサイクルループの活用について働きかけていきます。

事業系生ごみ処理機については、平成26年（2014年）8月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、平成28年（2016年）12月に補助対象となる生ごみ処理機の処理能力を1日に30キログラム以上から、1日に10キログラム以上へと改定し、小規模の店舗にも導入しやすくしました。令和3年度（2021年度）は、中・小規模事業者、福祉施設への利用拡大も目指してまいります。

《事業系ごみ処理手数料の見直し》

施策 1-2-(7)

令和元年（2019年）7月、環境省から「食品リサイクル法に基づく基本方針」が示され、食品循環資源の再生利用等の促進のための措置として、市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進が位置付けられました。今後、ごみ処理手数料の見直しを行う予定ですが、見直しの時期については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、社会情勢等を勘案してまいります。

なお、植木剪定材のごみ処理手数料は、既に処理原価を徴収しておりましたが、近年処理原価が上昇傾向にあることから、併せて見直しの検討を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供						実施						
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指						実施						
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進						実施						
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し				植木剪定材手数料の見直し検討								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導
- ・ 施策 1-2-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 1-2-(7) 事業系ごみ手数料の見直し

重点項目 6

安定的なごみ処理体制の構築

将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

《広域連携による新たなごみ処理体制の構築について》 施策 6-(1)

《ごみの適正処理の推進》 施策 3-(1)

広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、今後、様々なごみ減量・資源化施策や各市町が担うごみ処理の役割分担等について検討を進めます。

また、逗子市焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域ブロックの見直しや県内他の市町村との連携について神奈川県との協議を進めます。

《バックアップの体制の構築》 施策 6-(2)

令和2年(2020年)7月に実施した民間施設を活用した処理体制の構築に係るサウンディング調査において、不測の事態に関するバックアップ協定締結の意向を示した民間事業者と順次協議を進め締結を行います。

《災害時の協力支援体制》 施策 6-(3)

令和2年(2020年)7月に実施した民間施設を活用した処理体制の構築に係るサウンディング調査において、新たに災害協定の締結の意向を示した民間事業者と順次協議を進め協定を行います。

《ごみ処理施設等のあり方の検討》 施策 6-(4)

生活環境整備審議会からの「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の答申を踏まえ処理施設の検討を進めていきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について	役割分担の検討											
② バックアップ協定の締結	協議			→			順次締結					
③ 災害時の協力支援体制	協議			→			順次締結					
④ ごみ処理施設等のあり方の検討	検討											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 6-(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築
- ・ 施策 6-(2) バックアップの体制の構築
- ・ 施策 6-(3) 災害時の協力支援体制
- ・ 施策 6-(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討